

広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十二日

広島県知事 横 田 美 香

### 広島県規則第九号

#### 広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則

広島県立三次看護専門学校学則（昭和五十四年広島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（入学資格） 第九条 第一看護学科に入学することのできる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十五条第三項に該当する者とする。</p> <p>2 第二看護学科に入学することのできる者は、法第八条の規定による免許を得た准看護師であつて、学校教育法第百二十五条第三項に該当する者（入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者については、免許を得た後三年以上業務に従事している者に限る。）とする。</p> <p>（入学の出願） 第十条（略） 一一三（略） 四 前条第一項に規定する者にあつては、学校教育法第百二十五条第三項に該当する者であることを証する書面 五・六（略）</p>	<p>（入学資格） 第九条 第一看護学科に入学することのできる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項に該当する者とする。</p> <p>2 第二看護学科に入学することのできる者は、法第八条の規定による免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は学校教育法第九十条第一項に該当する者であつて、准看護師であるものとする。</p> <p>（入学の出願） 第十条（略） 一一三（略） 四 前条第一項に規定する者にあつては、学校教育法第九十条第一項に該当する者であることを証する書面 五・六（略）</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前

様式第四号(第二十二条関係)

卒業証書 (略)

右の者は本校 学科所定の課程を修めたので卒業証書を授与し文部科学大臣告示(平成六年文部省告示第八十四号)により専門士(医療専門課程)と称することを認めます

(略)

注 (略)

改正後

様式第四号(第二十二条関係)

卒業証書 (略)

右の者は本校 学科所定の課程を修めたので卒業証書を授与し専門士(医療専門課程)と称することを認めます

(略)

(略)

注 (略)

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則による改正後の広島県立三次看護専門学校学則の規定は、令和八年度入学生から適用し、令和七年度以前の入学生については、なお従前の例による。